

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」については、本日から施行されます。これに伴い、必要な関係通達の整備を行いました。

1. 背景

トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ、①、②については本日から施行することとされています。

これらの改正に伴い、本年8月1日及び11月1日に関係省令等を公布・発出しており、これらの関係省令等についても本日から施行します。

※③については令和元年7月1日に施行済み。④については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2. 関係省令・通達の主な内容

【本年8月1日に公布・発出分】

本年8月1日に第1弾となる関係省令・通達を公布・発出しています。

(参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000192.html)

【本年11月1日に発出分】

①行政処分等の基準の見直し

改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対し、新たに処分量定の新設を行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。

②荷主勧告制度の改正

トラック事業者の法令違反行為に荷主の関与が認められた場合等に警告書を発出する対象に、「違反行為に係る荷主が過去3年以内に、支社等の別・法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けた場合」を追加しました。

③悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

30日間の事業停止に相当する違反(例：運行管理者不在等)があった場合など輸送の安全に係る特定の違反事実が確認された場合に、輸送の安全確保命令を発出することとするなど、悪質違反の早期改善を促すための通達を制定しました。

3. スケジュール

施行：令和元年11月1日(金)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000199.html

(2) 自動車事故防止セミナーを開催します!【北海道運輸局発】

(配信日 : R1. 11. 1)

北海道運輸局では、交通事故死者数・人身事故件数の削減を目標とした「北海道運輸局安全プラン2020」の取組みの一環として、自動車運送事業者に携わる関係者を対象にしたセミナーを開催いたします。

当セミナーを運転者の指導・監督につなげ、適切な運行管理を実践していただくためにも皆様の参加をお待ちしております。

1. 日 時 : 令和元年12月5日 (木) 13:30~16:30
2. 場 所 : かでる2・7 (北海道立道民活動センター) 4階 大会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)
3. テーマ : 運転者に対する指導監督
4. 定 員 : 200名 (先着順)
5. 参加費 : 無料 (どなたでも参加できます。)

※プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先 (北海道運輸局ホームページ) をご覧下さい。

http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/press/presspdf/201911/20191101_1.pdf

(3) 自動車検査証の有効期間の再伸長等について

～期間の延長及び対象地域の追加～

(配信日 : R1. 10. 25)

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証等の有効期間を伸長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域* (以下、「対象地域」という。) の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間の再伸長及び保安基準適合証等の有効期間を再延長するとともに、対象地域を追加することとしました。

* 宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域 (参照 : 各運輸支局の公示)

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を

再伸長するとともに、対象地域を追加することとし、10月24日に公示しましたのでお知らせします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合 標章及び限定自動車検査証の有効期間についても同様に、再延長及び対象地域を追加することとし、10月24日に公示しました。

2. 措置内容

○ 自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から11月14日までのものを11月15日まで伸長
なお、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する自動車損害賠償責任保険（共済）については、継続契約の締結手続きが11月15日を限度として猶予されます。詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○ 保安基準適合証及び保安基準適合標章

対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が10月15日から10月26日までのものを11月15日まで延長

○ 限定自動車検査証

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が10月15日から10月25日までのものを11月15日まで延長

3. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

※お問い合わせ先などの詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000227.html

(4) 即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について

（配信日：R1.8.30）

天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

